

令和7年（2025年）分**確定申告**の申告相談は **完全予約制**になります

税務課（吉備庁舎）

今までは、窓口で先着順に受け付けし、順番に申告相談をご案内していたため、受け付けが非常に混雑し、大変長い時間お待ちしていただきました。これからは、インターネットでのオンライン先行予約と電話予約の予約相談のみとし、事前にご予約していただくことで、待ち時間なく相談にお越しいただけます。

※ご予約をされずに来庁していただいても、受付窓口での先着順案内や整理券配布はありません。



税務課（吉備庁舎）で受ける確定申告の相談には予約が必要

町民税県民税の申告相談は、従来どおり先着順案内となりますので、予約は不要です。（町民税県民税申告のことを、確定申告と間違えられている方をよくお見受けします。町民税県民税申告は、確定申告ではありませんのでご注意ください。）

税務課（吉備庁舎）で確定申告の相談を希望される方

インターネットでのオンライン先行予約もしくは電話予約のどちらかで必ず事前予約をしてから来庁してください。（町ホームページに掲載）

清水行政局住民福祉室の場合

確定申告および町民税県民税の申告相談は、従来どおり先着順案内となりますので、予約は不要です。

予約できる方・条件など

- **予約できる方**／令和8年（2026年）1月1日時点で有田川町に住民登録のある方
- **予約申し込み回数**／申告者1人当たり1回（1枠30分）です。ご家族分の相談もある場合は、申告者ごとに予約が必要となります。
- **予約申込期限**／予約希望日の前々日まで（土・日・祝日を除く）。

予約できる会場・日程

- **相談会場**／税務課（吉備庁舎）
- **申告相談日**／2月10日（火）～3月13日（金）の平日・3月8日（日）
- **予約時間枠**／

9:00～	9:30～	10:00～
10:30～	11:00～	11:30～
13:00～	13:30～	14:00～
14:30～	15:00～	15:30～

有田川町の申告会場で対応していない申告の種類

下のものに該当する場合、有田川町の申告会場では対応できませんので、ご自身で電子申告（e-Tax）を行うか税務署で申告をしてください。

- ①土地や建物などを売却した譲渡所得
- ②株式などの譲渡所得および配当所得
- ③先物取引の申告
- ④山林所得
- ⑤暗号資産（仮想通貨）に関する所得
- ⑥外国税額控除・雑損控除・災害減免
- ⑦住宅借入金等特別控除
- ⑧令和7年（2025年）分以外の確定申告
- ⑨令和8年（2026年）1月1日以前に亡くなった人の準確定申告
- ⑩消費税・相続税・贈与税の申告